

県民からの意見・提言等

県政に対する意見・要望 薬剤空中散布中止の要望

発言概要

昨年12月の意見・要望への回答に感謝するが、「生物多様性の保全」や「絶滅危惧種への配慮」に関する具体的な対応が示されていなかったため、再度意見を申し上げる。アカマツ林の保全は重要だが、森林公園内の多くのアカマツ林が広葉樹林に転換しつつある現状で、薬剤空中散布を継続することが妥当なのか疑問である。薬剤は標的外の生物にも影響を及ぼす可能性があり、希少生物や絶滅危惧種への影響に懸念がある。特に森林公園内のハッチョウトンボの減少は、薬剤使用や生息環境の改変が原因である可能性が高いと考えられる。空中散布に用いる薬剤は水生生物や甲殻類、トンボのヤゴへの影響や散布区域外にも飛散するリスクが懸念されている。これらの問題を踏まえ、薬剤空中散布を継続するのではなく「生物多様性を守る観点」に基づいた保全策の検討を強く要望する。具体的には、薬剤散布に代わり、林床の手入れや間伐など、人の手による管理を徹底し、健全なアカマツ林を維持する方法である。また、特別防除実施基準に基づき、県立森林公園が薬剤散布対象に適合するのか再検討を求める。特に、希少生物の生息地が対象外とされる基準に該当する可能性があるため、令和7年5月の散布計画を再考していただきたい。

回答概要

県立森林公園内のアカマツ林は松くい虫被害により減少してしまいましたが、平野部においてアカマツ林がまとまって残されているのは、県立森林公園が唯一であり、県内の里山林としては貴重な財産であると考えています。県立森林公園は地域の森林生態系を形成するとともに、保健休養、自然とのふれあいの場として広く県民に利用されています。県では、公益的機能が高い重要な松林として位置付け、毎年、薬剤散布や被害木の伐倒駆除等の防除を行い、未来に継承する貴重な財産として、残存するアカマツ林の維持、保全に努めております。御提案いただきました松林の林床の手入れを徹底することは健全なアカマツ林の環境整備のために大変重要ではありますが、健全な松林であっても松くい虫被害にかからないわけではなく、松くい虫被害を防ぐためにはやはり薬剤散布や伐倒駆除による防除が必要であると考えています。現状では薬剤散布を実施しなければ再び松くい虫被害が急増する恐れがあるため、松くい虫防除対策は継続する必要があると考えていますが、その対象範囲については、「森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準」に定める「特別防除を行うことのできる森林に関する基準」に適合する森林の区域として、静岡県防除実施基準に定められており、希少野生動植物の生息地とされる区域については、生態系保全の観点から対象外としています。また、林床の手入れは、県立森林公園のアカマツ林保全・再生指針における重点保全区域に限定して行っています。重点保全区域外のアカマツ林については、自然遷移区域として位置付け、枯死したアカマツの伐倒駆除を確実に行いつつ、自然の植生遷移に任せるといった方針をとっています。重点区域内の林床の手入れにつきましては、地域の皆様、ボランティアの皆様と連携し、年1回程度行っており、引き続きアカマツ林の保全に努めていく所存です。また、現在森林公園では、森林公園サポーター活動のほか、しずおか未来の森サポーター協定を締結した企業によるアカマツ林再生活動が行われています。引き続き、これらの取組を支援していきます。令和7年度の空中散布につきましては、令和6年度に散布区域を縮小したところであり、今年度も同様の範囲で空中散布を計画しております。なお、空中散布区域や防除方法については、今後、周辺関係者と調整のうえ、見直していきたいと考えております。県としましては、薬剤散布や伐採駆除を継続することで、貴重なアカマツ林や生態系を守りつつ、環境保全との両立を図ることを目指しております。いただいた「生物多様性を守るという観点を重視した保全の方向に」「絶滅のおそれのある生物の生息・生育環境の保全に配慮した森林管理(を)」という御意見も参考にしながら、今後も最善な方法を検討し、今後の防除計画や環境保全

の取組に反映させてまいります。

主担当課 : 暮らし・環境部 環境局環境ふれあい課
電話番号 : 054-221-2848
FAX番号 : 054-221-3278
メール : fureai@pref.shizuoka.lg.jp